

富谷市特殊詐欺対策電話装置等購入補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺（電話その他の通信手段を用いて、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる等の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪をいう。）及び悪質な電話勧誘販売による消費者被害を防止するため、詐欺被害等防止機能が付いた電話機及びファクシミリ（以下「電話装置等」という。）の購入に対し、予算の範囲内において補助金の交付をするものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和61年富谷町規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 第6条に規定する申請を行うときに、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている70歳以上の者であること。
- (2) 70歳以上の者のみの世帯又は70歳以上の者と同居していて、かつ、70歳以上の者が電話を受けやすい時間帯のある世帯であること。
- (3) 本市の市税を滞納していない者であること。

(実施期間)

第3条 この要綱の実施期間は、令和6年3月31日までとする。

(補助対象電話装置等)

第4条 補助の対象となる電話装置等は、次に掲げる要件の全てに該当する電話装置等とし、補助対象者の居住している自宅に新品で設置するものとする。ただし、電話装置等の設置費用及び付属品の追加購入費は補助の対象外とする。

- (1) 電話の着信時に、電話の相手方に通話内容を録音する旨の応答を行う機能を有すること。
- (2) 通話内容を自動的に録音する機能を有すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、電話装置等の購入費（当該金額に100円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。）とし、5,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回に限るものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富谷市特殊詐欺対策電話装置等購入補助金交付申請書兼交付請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書（申請者氏名及び購入品目等が明記されているもの。）の写し
- (2) 購入した電話装置等の機能が確認できるカタログ又は取扱説明書の写し
- (3) 振込先口座及び口座名義が確認できる書類
- (4) 世帯全員の住民票の写し（市長が住民票を確認することについて、申請者が同意した場合は不要）
- (5) 納税証明書（市長が納付状況を確認することについて、申請者が同意した場合は不要）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項による申請書の提出を受けたときは、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富谷市特殊詐欺対策電話装置等購入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第13条の規定による補助金の額の確定があったものとみなす。この場合において、補助金の額の通知については、前項の規定による通知をもってされたものとする。

(交付の決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、交付決定の全部若しくは一部を取消しすることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付をしているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

富谷市長 あて

申請者
 住 所 富谷市
 氏 名 印
 生年月日 年 月 日（満 歳）
 連 絡 先

富谷市特殊詐欺対策電話装置等購入補助金交付申請書兼交付請求書

富谷市特殊詐欺対策電話装置等購入補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金を申請します。

また、補助金の交付が決定された場合には、補助金を請求します。

交付申請額及び交付請求額

金 円

機器を取付けた 回線の電話番号				
振込口座	金融機関名		支店名	
	種 別	普通 ・ 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			
確認の上 □に✓を してくだ さい	<input type="checkbox"/> 世帯全員に関する住民基本台帳及び私の市税の納付状況について、市が調査することに同意します。			
	私の世帯は以下のとおりです。（該当するものに✓） <input type="checkbox"/> 70歳以上の者のみの世帯 <input type="checkbox"/> 70歳以上の者と同居していて、かつ、70歳以上の者のみとなる時間帯のある世帯			

添付書類	(1) 補助対象機器の購入に係る領収書（申請者氏名及び購入品目等が明記されているもの）の写し (2) 補助対象機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書等の写し (3) 世帯に属するすべての者が記載されている住民票の写し（住民基本台帳の調査に同意している場合は不要） (4) 市税の納税証明書（納付状況の調査に同意している場合は不要） (5) 申請者の振込口座通帳の写し
------	--

様式第2号（第7条関係）

富谷市（ ）指令第 号
年 月 日

様

富谷市長



富谷市特殊詐欺対策電話装置等購入補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富谷市特殊詐欺対策電話装置等購入補助

金については、下記のとおり 交付することに 決定したので、富谷市特殊詐欺
不交付とすることに

対策電話装置等購入補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の名称 富谷市特殊詐欺対策電話装置等購入補助金
- 2 交付決定額金 円

（不交付の理由）

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、富谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富谷市を被告として（訴訟において富谷市を代表する者は富谷市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。